

監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）  
の途中交代の取扱いについて

岩国市契約監理課

1 趣旨

監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の途中交代の考え方については、「監理技術者制度運用マニュアル」 令和 6 年 12 月 13 日国不建技第 123 号。以下「運用マニュアル」という。）に示されているところであるが、岩国市発注工事における監理技術者等の途中交代の取扱いについて定める。

なお、本取扱いに定めのないものについては、運用マニュアルによるものとする。

2 監理技術者等の途中交代

監理技術者等の途中交代については、運用マニュアルの趣旨に基づき、原則として認めない。

ただし、本取扱いの定めにより交代を認める場合はこの限りではない。

なお、監理技術者から建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの適用を受ける監理技術者（以下「専任特例監理技術者」という。）への変更あるいは専任特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中の途中交代には該当しない。

3 途中交代にかかる手続

（1）協議

監督職員は、受注者から監理技術者等の途中交代について申出があった場合、速やかに受注者と協議を行うものとする。

（2）協議内容及び記録

監督職員は、4 の例外的に交代を認める場合に該当するかどうかを確認するとともに、交代の時期等について（4）に留意の上、受注者と協議を行うものとする。

協議内容については山口県土木共通仕様書に定める「工事打合せ簿」に記載し、双方確認の上、工事完成図書として保管するものとする。

（3）途中交代の措置

監督職員は、4 の例外的に交代を認める場合に該当すると判断され、受注者と協議が整った場合には途中交代を認め、交代後の監理技術者等にかかる選任届（建設工事請負契約書第 10 条に基づく通知）を提出させ、新たな監理技術者等を配置させるものとする。

なお、4 の例外的に交代を認める場合のうち、（2）ーイに該当する場合に

は、期間の程度に応じ次のとおりとする。

ア 早期の復帰が見込まれるとき。

監督職員は、早期の復帰が見込まれる監理技術者等との連絡や協議が可能であり、かつ当該工事現場の状況等から他の監理技術者等による当該工事の適正な履行の確保等が可能と判断される場合は、復帰までの間、代理の監理技術者等を配置させ、再び当該工事現場に専任して職務を遂行できる状態となったときは、速やかに復帰させるものとする。

イ 早期の復帰が見込まれないとき。

監督職員は、早期の復帰が見込まれず、監理技術者等として工事現場に専任して職務を遂行できないと判断する場合は、交代後の監理技術者等にかかる選任術者等にかかる選任届（建設工事請負契約約款第 10 条に基づく通知）を提出させ、新たな監理技術者等を配置させるものとする。

この場合、当該受注者は、交代後の監理技術者等にかかる選任届の提出があった日の翌日から起算して 3 か月間は当該変更前の監理技術者等を岩国市発注の新たな工事の配置予定監理技術者等として入札参加することはできない（指名競争入札であって他に配置可能な監理技術者等がない場合は入札参加できない）ものとする。

なお、3 か月を経過せずに配置予定監理技術者等として岩国市発注の新たな建設工事の入札に参加（指名競争入札の場合は、他に配置可能な監理技術者等がない状態で入札参加）した場合は「不正又は不誠実な行為」とみなすものとする。

おって、受注者は、交代した変更前の監理技術者等を岩国市発注の新たな建設工事の配置予定監理技術者等として入札参加したときは、入札参加資格の確認（指名競争入札の場合は、契約）の際に監理技術者等の交代を行って、3 か月経過している旨の届出（様式任意）をするものとする。

（４）交代に際しての留意事項

工事の継続性、品質確保等に支障がないよう、原則として交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ必要な場合にあっては、一定期間重複して工事現場に配置すること。

４ 例外的に交代を認める場合

例外的に交代を認めるのは、建設業法上工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められている請負代金の額が 4,500 万円（建築一式については、9,000 万円）以上の工事にあつては、（１）の共通条件を満たし、かつ、（２）の個別条件のいずれかに該当する場合とし、専任の技術者の配置が求められていない 4,500 万円（建築一式については 9,000 万円）未満の工事にあつては（１）の共通条件を満たす場合とする。

## (1) 共通条件

次のア及びイのいずれも満たし、当該工事の適正な施工の確保と品質の確保等に支障がないと認められること。

ア 交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保される（少なくとも交代後の監理技術者等について建設業法上の資格又は実務経験を有する者である）とき。

注：総合評価競争入札方式による工事契約の場合、「入札条件及び指示事項」において、「契約締結後、本取扱いにより受注者が配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。」等としており、受注者の責によりこの条件を満たせない場合には工事成績評定点が減点となることに留意し、協議に際して監督職員は受注者にその旨教示すること。

イ 当該工事現場に配置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本店支店等の支援体制等について支障がないと認められるとき。

## (2) 個別条件

ア 死亡

監理技術者等本人が死亡したとき。

注：監理技術者等変更理由書（様式任意、以下「変更理由書」という。）を提出すること。

なお、死亡診断書等の提出は要しない。

イ 傷病、出産、育児及び介護

監理技術者等本人が傷病のため当該工事現場に専任して職務を遂行できない場合、又は出産、育児及び介護のため、休業又は所定労働時間の短縮などをした若しくはするときであり、変更理由書及びその事実が確認できる書類の写しの提出があった場合で、監督職員が交代の必要があると判断したとき。

注：事実が確認できる書類として、診断書の写しが提出される場合は、本人了解済みの旨を余白に記載の上、本人の記名を求めること。また、原本と相違ない旨を余白に記載の上、受注者の担当者氏名及び連絡先の記載を求めること。

ウ 退職

監理技術者等本人が退職した又はする場合であり、変更理由書及びその事実が確認できる書類の写しの提出があった場合で、監督職員がその事実を確認したとき。

#### エ 転勤

監理技術者等本人が転勤した又はする場合であり、変更理由書及びその事実が確認できる書類の写しの提出があった場合で、監督職員がその転勤が人道上やむを得ないと判断したとき。

#### オ 工期延長

受注者の責によらない理由による工事中止又は工事内容の大幅な変更による工期延長となったとき（延長期間が当初工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超える場合を目安とする。）。

#### カ 工場製作を含む工事工場製作を含む工事

橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作から現地での施工へ移行するとき。

#### キ 契約工期が複数年にわたる場合

契約工期が2年以上の工事で、当該工事の監理技術者等としての従事期間が連続1年以上経過したとき。

#### ク 災害によるもの

監理技術者等が災害により職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合であり、変更理由書及びその事実が確認できる書類の写しの提出があった場合で、契約担当者がその事実を確認し、真にやむを得ないと判断したとき。

#### 附則

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

#### 附則

この取扱いは、令和5年1月1日から施行する。

#### 附則

この取扱いは、令和7年2月1日から施行する。